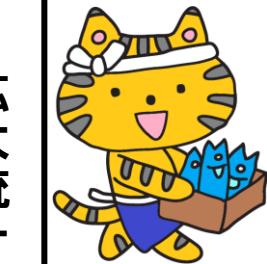


吹田民主商工会 いんふお めぐしょん



TEL (06) 6383 - 2211
FAX (06) 6382 - 8190
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

危険な万博は今からでも中止を

関西大阪万博が開催されました。まだ稼働していた現役のゴミ最終処分場である夢洲を負の遺産とレッテルを貼り、役割を終えないままその場所で万博を開催。埋め立て地は脆弱な地盤で、災害時の避難ルートも限られ、3日間で15万人が取り残される恐れもあります。建設工事中のトイレの床下に地下の廃棄物から生成されたメタンガスが滞留し爆発する事故も起き、開催前の試験運転のテストラン中にも爆発濃度のメタンガスが検出されています。開会から3日間は連続して楽しみにしていた来場者にはあいにくの雷雨や強風に見舞われました。海上の人工島という立地で風邪を遮るものがなく、木製大屋根リングは横殴りの雨に見舞われ雨宿りもできず、落雷の恐れがあるとして退去させられました。水はけの悪さからくるぶしまで浸かる水たまりもできました。トイレも構造が悪く故障が相次いでいます。並ばない万博がコンセプトの一つであつたのに入場まで2時間、退場まで1時間という事態も起きていました。さらにパビリオンの予約は抽選ですが、第1希望から第4希望まですべて落選することさえあります。予約が必要ない共同館は長蛇の列になっています。体力のない子どもや高齢者には厳しい会場運営です。夏になれば熱中症などの危険も増します。安全性が確保できないとして修学旅行の行先をU.S.J.に変更する府外の学校も出ています。今からでも中止すべきです。そしてこの万博開催の真の目的はカジノを含むIRのインフラ整備です。地域経済を疲弊させギヤンブルで不幸しか生み出さないIR・カジノ建設中止の運動を続けましょう。

全商連共済会の見舞金・祝金

全商連共済会に加入されている方で前年4月1日以降に満75歳を迎えた方は、4月1日より加入区分がRに変更されます。給付内容をご確認ください。民商共済会は目配り気配り心配りで運営していますが、入院等で給付請求していかつたなどがあれば、ご連絡ください。

入院（連続3日以上）

	⑤満15歳以上 満64歳以下の 新規加入者	⑥満65歳を過ぎて新規加入した 民商会員と その配偶者	⑦満75歳以上の 民商会員と その配偶者
短期入院見舞金	1,500円/日 (60日まで)	1,500円/日 (60日まで)	1,500円/日 (30日まで)
短期入院休業見舞金	1,500円/日 (60日まで)	1,500円/日 (60日まで)	1,500円/日 (30日まで)
長期入院見舞金	1,500円/日 (61~120日)	なし	なし
長期入院休業見舞金	1,500円/日 (61~120日)		

安静加療見舞金

	1年1回 5000円 医師の指示を受け2週間以上安静		
結婚祝金	20,000円		
出産祝金	20,000円	なし	なし
長寿祝金	50,000円	なし	なし

死亡弔慰

	10万円 加入3年以内 25,000円 但し災害事由は10万円	25,000円	15,000円
死亡退会慰労金	10万円 加入3年以内 25,000円 但し災害事由は10万円	25,000円	15,000円

高度障害見舞金

	10万円 加入3年以内 25,000円 但し災害事由は10万円	25,000円	15,000円
高度障害療養見舞金	10万円 加入3年以内 25,000円 但し災害事由は10万円	25,000円	15,000円

火災見舞金

	全焼10万円、全焼以外5万円		
--	----------------	--	--



電子帳簿保存法に「」注意を

電子帳簿保存法が義務化されてから1年が経ちました。対応はできているでしょうか。メールやネットで伝送した請求書や領収書、見積書などは電子上（パソコンやスマートフォン端末）で保存しなければなりません。これらはアマゾンや楽天市場等のネットマーケットでの備品購入も含まれます。

すべての資料や帳簿を電子化する法律ではない

書類（紙）で発行される請求書、領収書、伝票なども含めてすべてをスキヤナードで取り込んでパソコン等で保存しなければならなくなると考えている方が多いのですが、そうではありません。電子メールやネット取引などで電子取引を行った請求書等のみを一定の事務規定を定めて電子上で保存する必要はあります。しかし紙ベースで発行されたものは、これまで通り紙のままで保存しても大丈夫です。

電子取引データの請求書等はどうするのか

私たち小規模事業者にとって、仕組みが複雑なタイムスタンプや毎月利用料が発生するクラウドサービスの利用は相当の負担となるため、小規模事業者は自己のパソコンやスマートフォンなどで保存することとなります。その場合は請求書等のファイルを日付・取引先・取引金額で検索できるようになります。改竄を防止することを定めた事務規定を備えておくこととされています。もちろんパソコンやスマートフォン1台で保存していた場合、故障や紛失でデータを失う恐れもあり、データのバックアップが必要です。もし改ざん防止や検索機能がなく電子上で保存だけの場合には、①所轄税務署長が相当の理由があると認める場合、②税務調査の際に電子取引データのダウンロード、プリントアウトした書面の提示・提出に応じなければなりません。